

平成31年 第2回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 平成31年2月15日

会 場 南会津町役場

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成31年2月15日(金) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津町役場
- 3 出席した委員

農業委員 10名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信	3番	湯田 義三
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二	6番	塩生 隆晴
7番	渡部 一男			9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 1名

南郷第2	五十嵐久長
------	-------

- 4 欠席した農業委員 1名

8番	芳賀 美紀
----	-------

- 5 出席した事務局職員

事務局長	五十嵐小一郎	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主査	廣野 由美
------	--------	---------	--------	----	-------

- 6 議 事

報告第1号 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画決定について

議案第3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議案第4号 南会津町農作業労賃及び農地賃借料情報について

議案第5号 耕作放棄地の非農地判断について

- 7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条
の規定により、欠席の届出があった農業委員は、8番 芳賀美紀委員で
あります。

本日の出席委員は10名ですので、農業委員会等に関する法律第27条
第3項の規定による過半数に達しております。

また、会議規則第10条の規定により五十嵐久長農地利用最適化推進
委員が出席しております。

議 長

日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則
第20条第2項の規定により、

5番 平野恒二 委員、6番 塩生隆晴 委員 を指名いたします。兩名
には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

議 長

日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事
務局から報告してください。

事務局

(事務局長が会議資料により報告)

議 長

只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら
お願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長

日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

調査担当の 南郷第2区 五十嵐久長推進委員から、調査結果の報告
をしてください。

南郷1

推進委員の五十嵐久長です。調査結果の報告をします。

1月2日に電話で調査をいたしました。譲渡人は〇〇〇〇、55歳、住
所が××××。譲受人、●●●●、70歳、農業、△△△△、住所は△△
になっていますが現在は□□に住んでいます。許可を受けようとする土
地が、××××、畑、59㎡。対価のほうが■■■■円、10アールあたり
■■円ということです。譲受人の経営面積、田 6,358㎡、畑 1192㎡で
す。合計 7550㎡です。申請事由は、譲受人は住所は△△△△ですが、
今は自宅で親の介護をしながら米と野菜を作っておられます。59㎡の畑
はもともと●●●●さんから借りて耕作されていた土地で家のすぐ近く
なので、今回買い取って畑として耕作を続けるということです。特に問
題はないと思われま。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)
議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
議長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議長 日程第5「議案第2号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をしてください。

事務局 事務局の廣野です。議案第2号 農用地利用集積計画決定についてご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。利用権設定の内訳の2月分になります。筆数、面積の順で申し上げます。再設定ですが、田が43筆、46,795㎡です。畑は0筆です。新規は田が62筆73,892.40㎡、畑は10筆で23,446㎡です。所有権が、田が2筆で5,921㎡です。再設定と新規、所有権合わせまして、田が107筆、126,608.40㎡、畑が10筆で23,446㎡です、合計が117筆、150,054.40㎡となります。

続いて6ページから利用権設定の一覧になります。この中で14番から17番、37番から45番、60番、74番から76番については、使用貸借となっていますが、こちら全て貸付人の希望となっています。

11ページになりますが、103番から115番の13筆については農地中間管理事業を活用した利用権設定となっています。農地の貸付を行うものが●●●●さんほか1名で福島県農業振興公社が借り受け人となって農地の中間管理権を取得するものです。

また、今回116番と117番については、利用権設定促進事業の中の所有権移転になります。所有者の方は県外に在住で農地を相続されましたが管理ができないということで、農地所有適格法人への所有権移転となります。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)
議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 日程第6「議案第3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をしてください。

事務局 廣野です。「議案第3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の内容を説明いたします。
13 ページに田島地域農用地利用配分計画の一覧を載せております。先ほどの議案第2号で説明いたしました福島県農業振興公社が借り受けた農地13筆について、今度は〇〇〇〇に配分するという計画になっております。〇〇〇〇はトマトと水稲及び水稲の作業受託で営農をされている認定農業者です。特に問題はないと思われます。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 日程第7「議案第4号 南会津町農作業労賃及び農地賃借料情報について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をしてください。

事務局 事務局の八木沢です。議案第4号について説明させていただきます。
議案書では14 ページから18 ページになります。
資料であります。資料の1 ページ2 ページは平成30年度の農作業労賃、賃借料情報となります。3 ページですが、農作業労賃情報の推移ということで平成26年からのデータでございます。平成27年から平成29年までについては3か年で推移が見れる形になっております。4 ページについては会津管内の農作業労賃の状況です。ほとんど横ばいとなっておりますが、赤字が増額となった数字で、青字が減額となった数字となっ

ています。右側の南会津町と比較するようになっていました。続いて5ページ目ですが法人の農作業受委託の内容です。全体として横ばいという状況です。6ページは、29年30年の農業法人の単価の増減となります。7ページは、農林水産省の統計情報で、町の農作業単価を使って数字を入れて計算すると、どの程度の収支になるのか算出したものです。7ページと8ページは同様に4地域すべての情報となります。9ページは農協の米の概算金の推移となります。下の表は、町の駅でのコメ販売価格の推移をまとめたものとなります。10ページ目が福島県の最低賃金の推移でございます。11ページからは、これらの資料をもとにそれぞれの推移の傾向と平成31年度の標準額の考え方をまとめたものとなっております。農作業労賃については、約3%の上昇という内容となっております。

また、農地賃借料情報につきましては、1月の総会において過去5年の平均額を表示するという方針が決定されましたので、算出しなおした数字となっております。説明は以上です。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

3 番

(湯田義三) 湯田です。資料の中でもち米の概算金の推移変動が大きくなっているが、何か理由があるのですか。

4 番

(湯田重行) もち米は、需要と供給の関係で価格の変動が激しいため、概算金そのものも結果として清算金が多かったりする場合があります、本来の価格とずれている場合が多いんです。JAでも予想しにくいと思います。

10 番

(室井文一) 館岩地域の代かきが他地域より若干高いのは、以前も話があって、段差が大きかったり湿田が多かったりするという地域性によるものと理解しているが、事務局に資料がありますか。

事務局

(補佐) 具体的な理由についての資料はございません。

議 長

館岩地域での実勢単価はこのくらいということでしょうか。

2 番

(星利信) 実際に代かきを委託している人は、いないんじゃないかと思います。知っている範囲では誰もいないですね。作業受委託そのものがほとんどなくなってきています。あまり意味を持たなくなってきていて、こだわらなくも大丈夫かなと思います。

議 長

わかりました。

そのほかありませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ござい
ませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第4号の審議を終了いたします。

議 長 日程第8「議案第5号 耕作放棄地の非農地判断について」を議題と
いたします。
事務局から議案の説明をしてください。

事務局 (事務局長) 議案第5号を説明いたします。
議案書の19ページをご覧ください。
南会津町農業委員会非農地判断に関する事務処理要領に基づいて、農
地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断を行うものです。20ペ
ージからが一覧表になっています。昨年秋に現地を調査していただいた
ものです。
資料2-1と2-2をご覧ください。まず、小出原地区ですが17筆
でございます。大面積の畑となっておりますが現地は山林、あるいは萱が
繁茂した原野の状態となっていて、農地に復元することは困難であると
判断されたものです。
資料2-2ですが、長野の赤萱原地区の一带でございます。資料の2
枚目に写真が載っていますが赤井線で囲まれた地区です。現地の状況で
すが3枚目を見ていただきますと森林の状態でございます。全体を調査
したわけですが、一部に荒廃状態があまり進んでいない農地がありまし
て、図の白い部分になりますが、今回は判断を見送った農地ございま
す。農家に確認したところ、数年前まで耕作していたが獣害がひどく収
穫がない状態でやめたというお話でした。
赤萱原地区につきましては62筆について非農地判断をするという内
容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対
してご質疑ございませんか。

5番 (平野恒二) 対象者リストの記載の方法なんですが、台帳は畑、現況は
山林、荒廃等の状況は原野山林とあるのですが、税務では現況課税とな
っているわけですが、現況の記載の地目で課税されているのか聞きたい
です。

事務局 (事務局長) 一覧表の地目で台帳地目と現況地目とあります。これは

農地台帳における地目でありまして、台帳地目はいわゆる登記上の地目であります。現況地目というのは町の土地台帳において判断されている地目です。課税については、正確には調べないとわかりませんが、一般的にはこの現況地目で課税されています。

5 番 課税は現況で課税するというのが原則ですが、これを見るとあまりにも多いので疑問に思ったわけです。

議 長 今後は税金も今回判断した地目で課税することになるのか。

事務局 (事務局長) 農業委員会で非農地判断を行った場合は、関係機関にその旨を通知することになっていきますので、その内容に基づいて町税務課も対応されるものと考えております。

5 番 背景はわかるんですが、田島は国土調査が進んでいないんですね。西部は終わっているんです。国土調査時点で現況地目に直っていると思います。あまりにも多いんで、田島は全体にこんな感じなんですか。

事務局 多く見受けられると感じております。

議 長 課税に影響するということでいえば非農地判断は重要であり、今後早急に進めていかなければならないということになります。

10 番 (室井文一) 原野を農地にすることはできるのですか。

事務局 (事務局長) 原野を重機などで開墾並みの作業をして畑にした場合は、農地台帳に登録することは可能です。法務局も現地調査をして農地であることを確認できれば地目変更登記も受け付けられると思います。

議 長 そのほかありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。以上で議案第5号の審議を終了いたします。

議 長 以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。

事務局 (事務局長が業務日程について説明)

議長 何か、ご質問ございませんか。

(質疑なし)

議長 その他に入ります。
事務局から、何かあればお願いします。

事務局 (事務局長が、新たな認定農業者についてほか配付資料に基づいて説明した。)

議長 そのほか皆さんからありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 ないようですので、職務代理者から閉会のことばをお願いします。

職務代理者 以上をもちまして、平成 31 年第 2 回南会津町農業委員会総会を閉じます。ご苦労様でした。

閉会 午後 2 時 3 0 分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議長

5 番

6 番